

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード



旧年中は弊組合事業に対し多大なご理解と
ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

また、技能実習生に対しましても親身なご指導
とご対応をしていただきありがとうございます
本年も貴社ご一同様のご多幸と、益々のご繁栄
を心よりお祈り申し上げます

鹿島人材養成事業協同組合
代表理事 根本幹也
職員一同

■在留外国人が過去最多を更新、コロナ前を上回る水準に

今年の6月末時点の**在留外国人数**は358万8956人で、
2023年末から17万7964人増え、**過去最多を更新**しま
した。

また、新規入国については在留資格別で「技能実習」
が5.2%増の42万5714人、「特定技能」が20.8%増の
25万1747人となっており、人手不足への対応のために
両制度が活用されていることが数字でもわかります。

「技能実習」「特定技能」における国籍・地域別では
多い順に「ベトナム」「インドネシア」「ミャンマー」
「フィリピン」「中国」の順になっており、なかでも
ミャンマーがここ最近の伸びがある国となっています。

「技能実習」「特定技能」新規入国数(2024年1~8月)

国	2024年 技能実習	2024年 特定技能	合計
ベトナム	38,972	7,570	46,542
インドネシア	24,912	12,842	37,754
ミャンマー	9,796	10,061	19,857
フィリピン	8,937	4,244	13,181
中国	5,329	2,850	8,179

■技能実習生から帰国・一時帰国の申出があったときは

技能実習生が3号移行前の一時帰国や、個人の事情による帰国・一時帰国を希望する際に、組合
へ報告・連絡がないまま状況が進行することがあります。

技能実習生が実習実施者の皆様や、組合指導員に相談せず、
自分の判断で日程を決め、チケットの手配を行ってしまう
ことがあります。技能実習生の帰国時には、チケットの
手配以外にも、関係機関への手続きや、帰国時の送迎、書
類作成等、様々な対応が発生します。

実習実施者の皆様におかれましては、**技能実習生より申出
があった時点で、組合指導員へご連絡**をいただくようお願い
いたします。技能実習生や実習実施者様とのスケジュール
調整や必要な手続きなどの対応を実施いたします。

また、技能実習生に対してはチケットの購入、各種手続きにつきましては
組合指導員がサポートいたしますので、勝手にスケジュールを決めず、
チケットも自分の判断のみで購入しないよう説明をお願いいたします。

技能実習生より
一時帰国等の申し出
があったら組合へ
報告をお願いします



■入管を名乗る不審な電話、メール等にご注意ください（出入国在留管理庁HPより）

出入国在留管理庁や地方出入国在留管理局などの職員を名乗る不審な電話やメール等に関する相談が多数寄せられています。

職員が、**電話やメール等で金銭を要求することは一切ありません**ので、ご注意ください。

▶被害に遭わないための注意事項

- ・身に覚えのない電話等には対応をしないようにしてください。
- ・入管が「+」（プラス）から始まる海外の電話番号で電話を掛けることはありません。
- ・実在する電話番号やメールアドレスを偽装していることがありますので、相手の所属、担当部署等について必ず確認してください。



■技能実習生との日帰り旅行へ行きました

実習実施者（竹中水産さん）では、大自然豊かで日本一大きい大仏様で有名な千葉県富津市にある鋸山へ社員旅行に行ってきました。鋸山は人気の観光スポットで技能実習生達からも行ってみたいと希望が多かった場所です。鋸山では標高329mを2639段の石段やデコボコ道の登山散策と迫力ある大仏様を見て楽しみ、お昼は富津海岸で新鮮な海産物の食べ放題でお腹いっぱい食べて、技能実習生たちもとても満喫した楽しい思い出に残る旅行となりました。



■海で獲ってはいけない生物について

海辺にいる生物を獲ったり釣ったりすることは、法律や都道府県の漁業調整規則等によって、使用できる漁具漁法、禁止区域、禁止期間、サイズ制限など、様々な規制があります。

これらの規制は、水産動植物の繁殖保護や、秩序ある漁場の利用のために定められていますものです。違反すると、法令により罰せられることがあります。

実習実施者の皆様におかれては、技能実習生に対して指導いただくようお願いいたします。

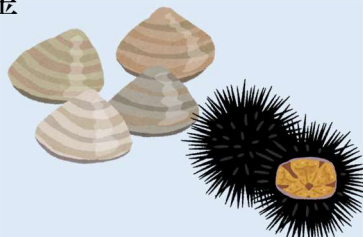
▶**どの場所でも釣る・獲ることができないもの**
罰則：3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

- ・アワビ
- ・ナマコ
- ・シラスウナギ
(13cm以下のウナギ)



▶**漁業権区域内で釣る・獲ることのできないもの**
罰則：100万円以下の罰金

- ・あわび、ウニ
- ・はまぐり等の貝類
- ・わかめ等の藻類
- ・いせえび等



潮干狩りなどの一部例外については各都道府県のホームページなどをご確認ください。

■在留カードの管理の指導について

最近JITCOに、在留カードの再交付申請の取次を申請するケースが増加しており、中には紛失を申し出ないまま放置している技能実習生も見受けられるそうです。



在留カードは常時携帯することが必要で、警察官等から提示を求められた場合には、その場で提示する必要があります。在留カード不携帯の場合、罰金に処せられることがあります。

実習実施者の皆様におかれましては、定期的に在留カードを携帯しているかの確認や、管理の指導を行っていただくようお願いいたします。

<今後の行事予定>

1月8日(水)	技能評価試験：水産加工試験(初級) 場所：銚子市東部地区コミュニティセンター
1月10日(金)	技能実習生入国
1月16日(木)	技能評価試験：水産加工試験(専門級) 場所：銚子市東部地区コミュニティセンター
1月31日(金)	技能評価試験：噴霧塗装試験(随時3級) 場所：オートボデー佐久間
1月31日(金)	技能評価試験：耕種農業(上級) 場所：成田国際文化会館